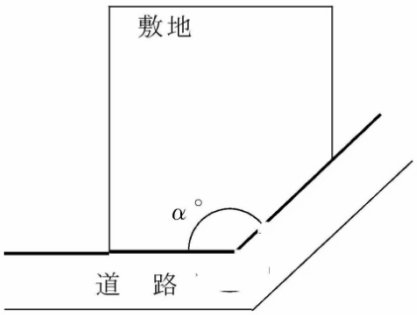
法第５３条他（前面道路）

２以上の道路に接するとみなす敷地

道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する道路の部分に接する敷地は、当該交差、接続、又は屈曲により生ずる内角が１２０度を超える場合を除き、その状況により、街区の角にある敷地又は２以上の道路に接する敷地とみなすことができる。



α° ≦ 120° の場合は 2 以上の道路があるものとみなす。